

人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針

1 当院における基本指針

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から患者・家族等に適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人による意思決定を基本として進めるものとする。(厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを規範とする。)

2 用語の定義

- (1) 担当医等とは、担当医師、担当看護師等、患者を取り巻く医療・介護関係者を言う。
- (2) 「医療・ケアチーム」とは、医師、看護師、社会福祉士、臨床心理士等の患者・家族を支えるチームを言う。

3 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 担当医等から適切な説明がなされ、それに基づいて本人が意思決定を行うことを基本とする。
- (2) 患者本人の意思は絶えず変化しうるものであることを踏まえ、本人の意思を反映した支援を行い、必要時には家族を交えての話し合いを繰り返す行う。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等を含め話し合いを行う。この話し合いに先立ち、本人は意思表示代理人(特定の家族等)を自らの意思を推定する者として前もって定めることも重要である。
- (4) 担当医等は医療・ケアチームとの連携により、医療・ケアの開始・不開始、内容の変更、中止等を医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (5) 担当医等は医療・ケアチームとの連携により、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人・家族等への精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを実践する。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

4 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

担当医等による患者の状態に応じた医学的検討が行われた後に適切な情報提供と説明を行う。その後、医療・ケアチームと連携し患者との合意形成に向けた十分な話し合いを行い、患者の意思決定を基本として医療・ケアを進めることを原則とする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

ア 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、担当医等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、本人

と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、本人による意思決定を基本とし、多専門職者から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

イ 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、担当医等は、医療・ケアチームとの連携により、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自ら意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。

ウ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめる。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

ア 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。

イ 家族等が本人意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。

ウ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。

エ このプロセスによって話し合った内容は、その都度、文書にまとめる。

5 障害や認知症等で自ら意思決定することが困難な場合

障害や認知症等で自ら意思決定することが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限り本人の意思を尊重し反映しながら意思決定を支援する。

6 病院倫理審査委員会における話し合いの場の設定

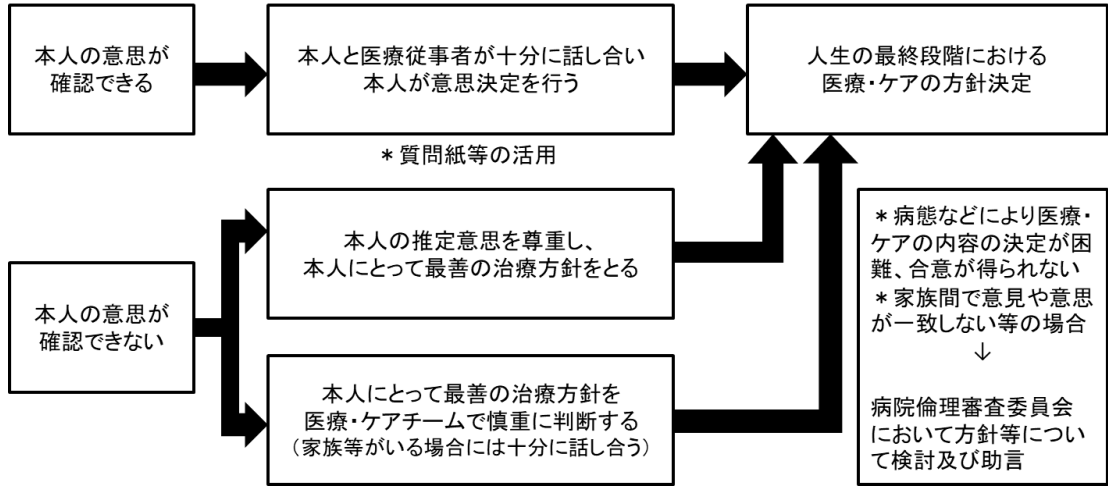
以下のように、担当医等及び医療・ケアチームで医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族等の同意を得たうえで、病院倫理審査委員会において、方針等について検討及び助言を得る。

(1) 担当医等及び医療・ケアチームの中で本人の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合

(2) 本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

(3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いで、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定プロセス



<参考文献>

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン，厚生労働省， 2018
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン，厚生労働省， 2018